

良好な水循環・水環境創出活動推進事業



【令和5年度予算（案）25百万円（新規）】

良好な水循環・水環境の創出を図るため官民連携や地域づくり等にも資する総合的な水環境保全の活動を推進します。

1. 事業目的

- ① 水循環基本法（平成26年法律第16号）の理念に基づき、国民共有の貴重な財産である水が将来にわたり享受できるように、健全な水循環に関する官民連携による取組を促進するとともに、水循環・水環境への国民の理解醸成を図る。
- ② 水質管理のみならず、30by30の目標達成に向けたOECD登録を通じた生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管理を目指すため、モデル事業を実施する。

2. 事業内容

水循環基本法の理念に基づき、国民共有の貴重な財産である水が将来にわたり享受できるように、健全な水循環に関する官民連携を促進するとともに、地域づくり等にも資する総合的な管理を目指し、以下を実施。

- ・良好な水循環・水環境の創出活動に関する事例共有、参考情報の集約、官民連携促進を目的とした施策を、関係省庁等との連携やTNFDの動向を踏まえたCDPとの連携を図り検討・実施する。
- ・生物多様性や地域づくりに資する総合的な水環境管理に関するモデル事業を募集・選定し、計画策定・体制構築・実施への支援事業を実施する。
- ・住民の認知度を高め、地域づくり活動を活発化すること等を目的とした水循環・水環境創出活動の推進方策を検討する。
- ・水循環基本法に定められた「水の日」に関連する行事、水循環・水環境への理解醸成と取組促進を図るための情報発信等の普及啓発を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

良好な水循環・水環境創出活動の推進

